

平成 30 年 2 月 22 日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 プラスチック容器事業部

## 再商品化業務に係る手続きの概要

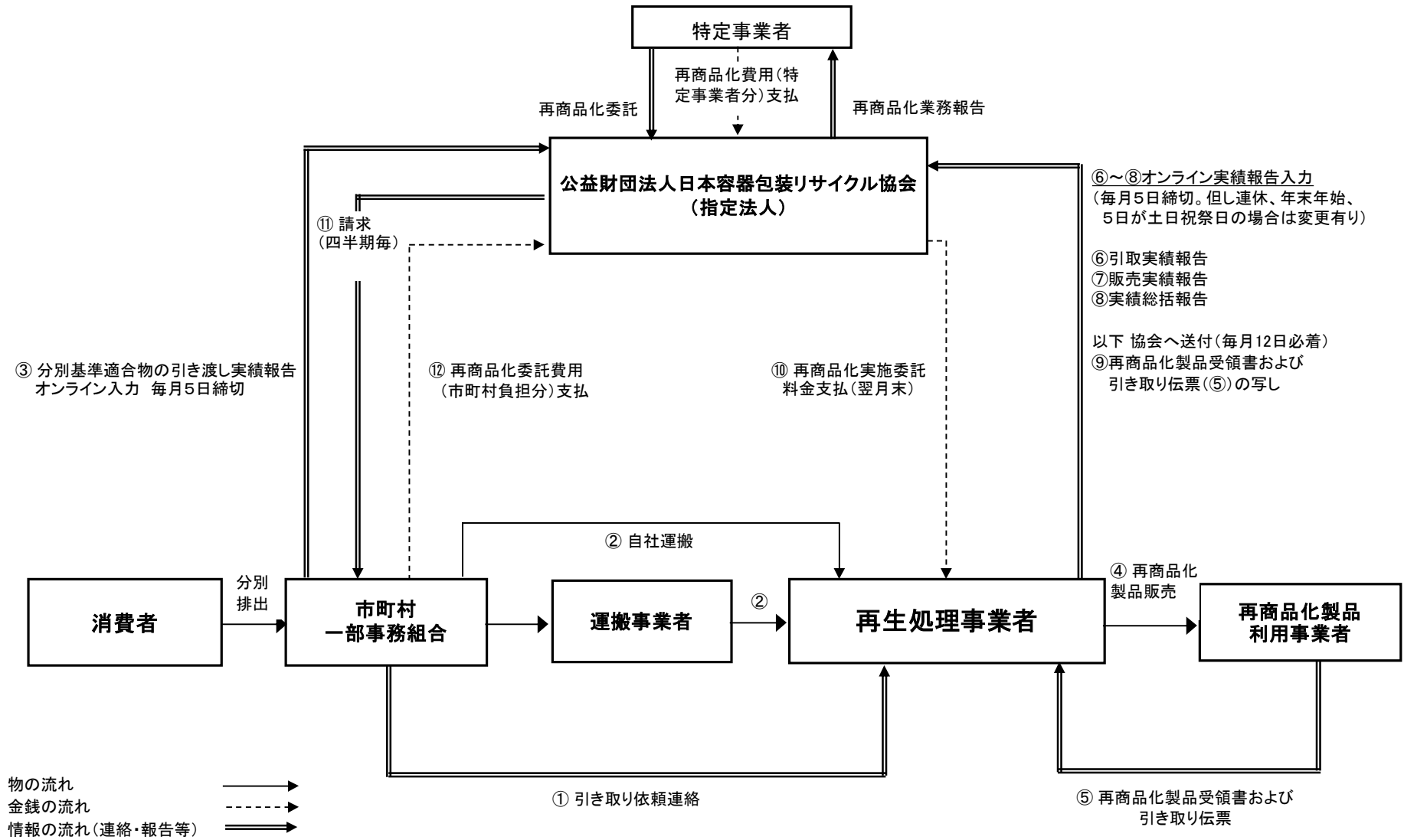
再生処理事業者が、今年度の再商品化業務を実施する際に必要となる手続きは以下のとおりです。それぞれの説明資料を十分に確認したうえで手続きを行ってください。なお、再商品化業務の流れについては次頁の参考資料「再商品化業務フロー」を、オンラインによる手続方法に関しては、「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」を参照ください。

再生処理事業者に支払う再商品化実施料金は、協会が下記「2. 各種報告手続き」による報告内容等を確認したうえで決まります。なお、再商品化実施料金の算定方法に関しては、「再商品化実施料金の算定方法」を参照ください。

区分	手続概要	説明資料	
1. 分別基準適合物の引き取り手続き	保管施設からの分別基準適合物の引き取り作業等に係る手続き (市町村と協会との間における分別基準適合物の引き取り及び再商品化に係る取り決めについて、引き取り手続きの参考資料として添付)	資料 13	
2. 各種報告手続き	①月次報告	生産管理や再商品化実績(保管施設からの引き取り実績や利用事業者への販売実績、等)、環境負荷データ、再商品化製品の受領などに関する報告手続き	資料 5 及び 6
	②四半期報告	材料リサイクル事業者の再商品化製品品質測定結果の報告手続き	
	③半期報告	廃棄物の管理状況や再商品化製品の販売価格、地域環境教育への取り組み計画実施状況や再商品化製品利用実績、環境管理手法などの報告手続き	資料 7
	④その他	・再生処理工場稼働予定 ・再商品化製品利用証明書	
3. 引き取り同意書の申請手続き	引き取り同意書を申請する際の手続き	資料 9	
4. 各種変更手続き	再生処理事業登録申請書類内容に変更が生じた場合に実施する手続き	資料 8、10	
5. ベール品質調査に係る手続き	指定保管施設のプラスチック製分別基準適合物(ベール)の品質調査に係る手続き	資料 14	

# 再商品化業務フロー（プラスチック製容器包装）

資料 3-2



参考資料

注) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。